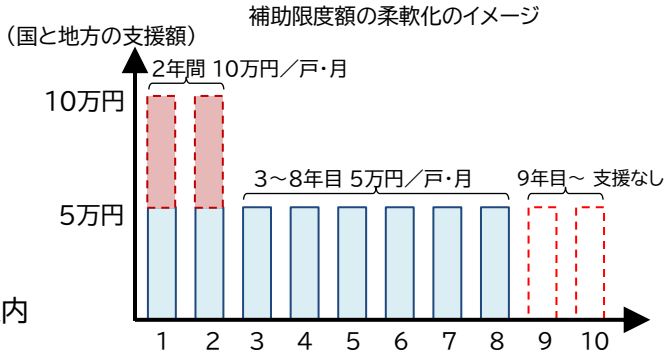


# セーフティネット住宅・居住サポート住宅の家賃低廉化支援

## 家賃低廉化に係る補助

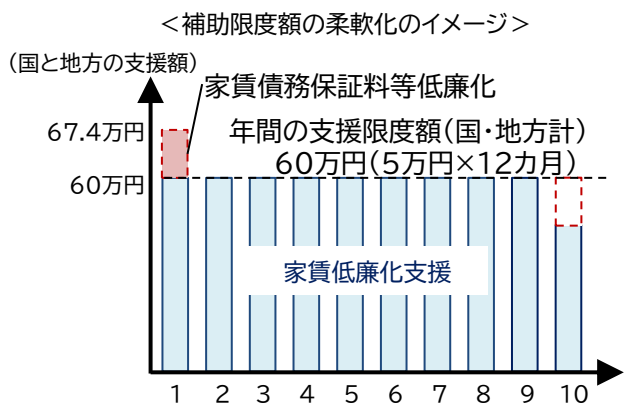
事業主体	大家等、地方公共団体（公営住宅等長寿命化計画等で公営住宅の総管理戸数の削減を位置付けている地方公共団体）
対象世帯	原則： 月収15.8万円（収入分位25%）以下の世帯 子育て世帯・新婚世帯：月収21.4万円（収入分位40%）以下の世帯 多子世帯： 月収25.9万円（収入分位50%）以下の世帯
補助率・補助限度額	補助率： 国1/2+ 地方1/2 国費限度額： 原則2.5万円/戸・月、国費総額300万円/戸 ※ 国費総額が300万円を超えない場合、以下の柔軟化が可能 ・ 三大都市圏 : 5万円/戸・月 ・ 政令市、中核市（三大都市圏除く） : 3.7万円/戸・月 ※ 公営住宅並み家賃への引下げに対応した額の1/2までを限度とする ※ 住宅扶助と併用する場合（最長6か月まで可能）、合計が住宅扶助基準額以内
対象住宅	セーフティネット専用住宅、居住サポート住宅
支援期間	・ 管理開始から原則10年以内 ただし、①又は②の場合は延長可能 ① 国費総額で300万円/戸内で、地方公共団体の定める期間 ② 建替え・除却予定の公営住宅の従前居住者の場合は10年ごとに延長可能 ※ 月収15.8万円を超える子育て世帯・多子世帯は最大6年間、新婚世帯は最大3年間
その他の主な要件	・ 低廉化前の家賃が近傍同種家賃と均衡を失しないこと ・ 原則として、賃貸人が当該住宅の入居者を公募すること ・ 月収15.8万円を超える子育て世帯等（ひとり親世帯は除く）は、住宅の床面積が40㎡以上であること



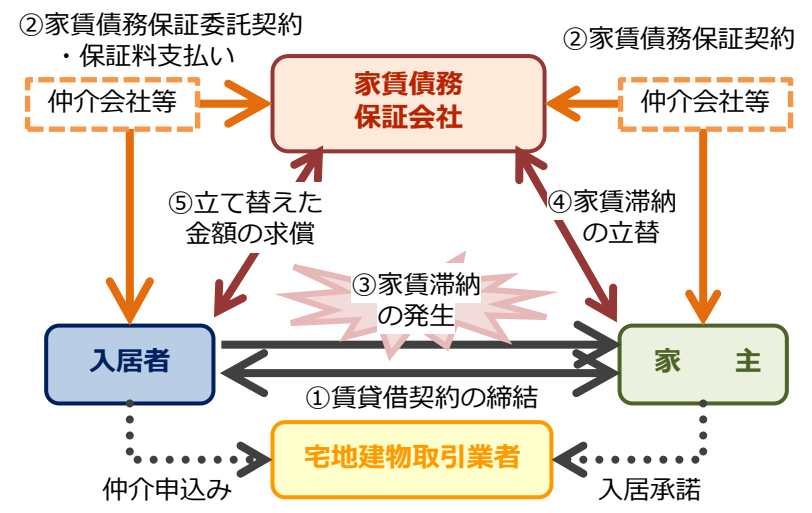
# セーフティネット住宅・居住サポート住宅の家賃債務保証料等低廉化支援

## 家賃債務保証料等の低廉化に係る補助

事業主体	家賃債務保証会社、保険会社等、地方公共団体
対象世帯	原則：月収15.8万円（収入分位25%）以下の世帯 子育て世帯・新婚世帯 ：月収21.4万円（収入分位40%）以下の世帯 多子世帯 ：月収25.9万円（収入分位50%）以下の世帯
補助対象	家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料、 死後事務委任契約に係る費用、 緊急連絡先引受けに係る費用
補助率・補助限度額	補助率：国1/2 + 地方1/2 国費限度額：3.7万円/戸 ※ 補助の総額が国費で300万円を超えない限りにおいて、 家賃低廉化との併用が可能
対象住宅	セーフティネット住宅、居住サポート住宅



### 【家賃債務保証の概要】



### 【残置物処理の概要】

